

ラッシングソフトウェアに関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、ラッシングソフトウェアに関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則B編、C編及CS編である。なお、本改正は、2027年1月1日以降に建造契約が行われる船舶（全面改正される前のC編適用船も含む）に適用される。

2. 改正の背景

固体ばら積貨物及び液体貨物以外の貨物を運搬する船舶においては、SOLAS VI章第5規則に基づき、主管庁より承認された貨物固縛マニュアルに基づく積載・固縛が要求されている。一方、コンテナ貨物を運搬する場合には、船上のラッシングソフトウェアでの計算結果を用いて貨物を積載・固縛するのが一般的であり、IACSにおいても、2024年5月にラッシングソフトウェアの要件を規定した統一規則C6を発行している。

当該統一規則は、すべての国際航海に従事するコンテナ運搬船に対してラッシングソフトウェアの搭載を強制化することを目的として制定されたものであるが、搭載が強制であることが規則本文中に明示されていなかったことから、ソフトウェアの搭載が強制であることの明確化が行われ、2025年9月にUR C6 (Rev.1)として採択された。

このため、IACS統一規則C6 (Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

今回のIACS統一規則C6(Rev.1)の改正によって、すべての国際航海に従事するコンテナ運搬船に対してラッシングソフトウェアの搭載が要求されることがUR上に明記されたが、本会規則においては、既にそれらの船舶に対してラッシングソフトウェアの搭載が要求される旨規定されており、今回のUR C6(Rev.1)の改正に伴う影響はない。

ただし、上記改正に伴い、本会規則の構成の見直しを行った結果、これまでC編1編附属書3.1に規定されていた、UR C6に対応する要件を、そのまま同3.3に移設し、附属書3.1を削除することとした。